

訪日ツアー向け宿泊助成事業補助金 交付要綱

(通則)

第1条 公益社団法人びわこビズターズビューロー(以下、「ビューロー」という。)が実施する訪日ツアー向け宿泊助成事業補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下、規則という。)を準用するほか、この要綱(以下、要綱という。)に定めるところによる。

(目的)

第2条 ビューローは、活発な訪日旅行需要を滋賀県への誘客に迅速に繋げることおよび、本県での宿泊を含む訪日ツアー参加者の旅行動態や属性に加え、同ツアーを手掛ける旅行エージェント(以下、「AGT」という。)および国内ランドオペレーター(以下、「LOP」という。)を特定することで効果的かつ効率的な訪日誘客施策の推進を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、滋賀県内に宿泊滞在する旅行を企画した旅行企画に係る経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 日本国内に事業所等(※1)を有する旅行業法に基づく旅行者(※2)または旅行サービス手配業者(※3)かつ、要綱第4条に定める要件を満たす訪日ツアーの催行に係る各種手配業務の一環として、本県での宿泊手配を行い、宿泊施設から宿泊施設利用証明書を得ることができる事業者(以下「事業者」という。)とする。

(※1)事業所等…支店、営業所、その他事業実施主体が認められるもの

(※2)旅行者…旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行者

(※3)旅行サービス手配業者…旅行業法第23条の規定に基づく登録を受けた旅行者。LOP。

(補助対象事業)

第4条 次の(1)～(3)の条件を満たす訪日ツアーを対象事業とする。

(1)本県での宿泊を含み、令和8年4月1日(水)以降に催行を開始し令和9年1月31日(日)までに終了するもの

(2)1ツアーあたりの参加者数が4名以上であるもの

(3)外国籍を有し、かつ現に国外に居住している者が参加者の過半数を占めるもの

2 また、以下に該当する場合は、この助成金の対象としない。

(1)次のいずれかに該当する者(暴力団等)

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(4) 事務局が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(5) 国または地方公共団体の助成を受けて実施するツアー

(補助金の交付額)

第5条 補助金額は、次の(1)および(2)を合算した額とする。

(1) 訪日ツアー参加者数と本県での宿泊日数に2,500円を乗じた額

(2) 対象となるツアーが県内で2泊以上し、かつ県内観光周遊のために一般旅客自動車運送事業を営む者が運行する貸切車両(観光バス、タクシーおよびハイヤー)を利用する場合、以下のいずれかの額

ア 県内で2泊する場合、貸切車両1台あたり7万円に利用台数を乗じた額

イ 県内で3泊以上する場合、貸切車両1台あたり10万円に利用台数を乗じた額

(事業参画申し込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局(以下、「事務局」という。)に対し事業参画の申し込み手続きを行い、参画について承認を得るものとする。

(実績報告兼交付請求)

第7条 前条の承認を得た者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して14日以内までに、補助対象事業の実績を事務局に報告しなければならない。

2 前項の報告をするにあたり、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 ビューローは、補助金の交付を受けた団体が参画手続きまたは実績報告等において虚偽の記載をしたときは補助金の決定を取り消し、既に交付した補助金の一部または全部を返還させることができるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 事業者は、補助対象事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに事務局に報告しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を事務局に返還しなければならない。

(検査等)

第10条 ビューローおよび事務局は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告もしくは必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の交付決定および額の確定)

第11条 事務局は、補助対象者から第7条の実績報告兼交付請求を受けたときは、内容を審査する。

2 ビューローは、前項の審査結果を確認し、適正と認められる場合は補助金の交付決定および額の確定を行い、事務局を経由して通知する。

(帳簿等の整理)

第12条 補助対象者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。